

- 65 歳以上の川根本町民のみなさんにお知らせ！

初めてのスマホデビューを応援！

スマートフォンの購入費用を最大 **10,000 円** 補助します！！

- ①スマートフォンの**本体**代金・・・(分割払いの場合は総額換算)
- ②**充電器**や**ケーブル**代金・・・(本体に付属していない場合)
- ③**事務手数料**、**データ移行手数料**・・・(サービスパック含む)

※その他有償のオプションサービス・スマートフォンケース・フィルム等は対象外となります。



◆対象者

- 令和8年3月31日までに65歳以上となる川根本町民
- 令和7年4月1日以降にスマートフォンを**初めて**購入された方
- 世帯に町税の滞納がない方
- 川根本町公式 LINE アカウントを友だち登録している方

◆申請に必要なもの

- ①交付申請書兼請求書（申請時にデジタル推進課で記入していただきます）
※代理申請を希望される方は、事前に役場本庁・支所の窓口で申請用紙を受け取ってください
- ②契約者・支払額の分かる書類の写し（契約書や領収書等）
- ③振込口座通帳の写し（契約者本人の口座に限ります）
- ④スマートフォン本体（LINE の友だち登録を確認します）

●申請の流れ

1. スマートフォンを購入する（令和7年4月1日以降）

- ・端末の購入代金、事務手数料、データ移行手数料、充電器など補助の対象となる費用が分かる領収書等を保管しておいてください。

2. 購入したスマートフォンに「LINE アプリ」をインストール 川根本町公式アカウントを友だち登録する

- ・申請書提出時に登録が完了しているか確認させていただきます。
※スマホ講習会や申請書提出時にも登録の手順を聞くことができます。

3. 役場（本庁舎）デジタル推進課で補助金の申請をする

- ・交付申請書兼請求書（申請に必要なもの①）を記入。
※代理申請する際は、事前に申請書の「誓約書」欄に本人の署名が必要です。
- ・申請に必要なもの②～④を一緒に提出

●注意事項

- 補助の対象は申請者本人が個人で使用するスマートフォンに限ります。
- 令和7年4月1日以降に購入した方が対象となります。
- 申請の際は役場本庁舎（デジタル推進課）へ直接持参してください。

●申込期限

- 令和8年2月27日まで（予算が無くなり次第終了）

【お問い合わせ先】 川根本町役場 デジタル推進課 ☎0547(56)2232